

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

佐賀厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月1日から47年2月1日まで
② 昭和48年9月1日から49年3月30日まで

昭和43年2月から49年3月ごろまでの間、A社B事業所で勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が47年2月1日、同資格喪失日が48年9月1日とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B事業所で勤務していた同僚の供述により、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、昭和36年3月10日に国民年金に任意加入し、A社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日である47年2月1日に国民年金の被保険者資格を喪失するまで、申立期間を含み国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が記憶するA社B事業所における女性の同僚6人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録によると、申立人と同じく昭和47年2月1日であることが確認でき、このうちの3人は、申立人と同時期に入社したと供述している。

さらに、複数の同僚は、「入社後も役場で国民年金保険料を納付していた。」と供述している。

加えて、A社は、当該期間における申立人の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明としている上、申立人は当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを

確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人のA社に係る退職時期について、申立人が記憶する複数の同僚に照会したところ、申立人が昭和49年3月ごろまで同社で勤務していたことを確認できる供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和48年12月31日（当初は、48年11月30日とされていたが、平成20年7月30日にC社に係る記録が統合されたことに伴い訂正されている。）に国民年金に任意加入しており、当該期間のうち昭和48年12月から49年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和48年8月31日付けでA社に係る雇用保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A社は、当該期間における申立人の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明としている上、申立人は当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月ごろから同年 6 月 1 日まで
昭和 37 年 1 月ごろから同年 5 月末まで、A社に勤務した。

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録照会をしたところ、同社に係る厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらったが、納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の同僚の供述及びその同僚の氏名が同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、勤務時期の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に廃業しており、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無く、当時の事業主及び事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚一人は、A社が新規適用事業所となった昭和35年12月1日から勤務したにもかかわらず、オンライン記録では、7か月後の36年7月1日資格取得とされていることから、同社では、従業員を雇用開始後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、申立期間の整理番号に欠番は無い上、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

加えて、A社に係る生年月日順索引簿においても、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。